各高齢者施設 運営法人代表者 様

堺市健康福祉局長寿社会部 介 護 事 業 者 課 長

令和7年度介護施設等における看取り環境整備に関する 整備補助制度の活用意向調査について(照会)

平素は本市保健福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

令和7年度介護施設等における看取り環境整備のための改修工事に関する整備補助制度(大阪府地域医療介護総合確保基金)について、補助金の活用に係る意向調査を行いますので、事業実施を希望する場合は、下記要件等をご確認のうえ申請書類をご提出ください。事業を希望されない場合は、回答の必要はありません。

記

1 補助対象となる施設

- ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、 (看護)小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム
- <u>・特定施設入居者生活介護の指定を受けた</u>有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅
- ・令和8年3月6日までに工事を完了させ、実績報告ができるもの。
- ・過去に看取り環境整備に関する補助金を受けて整備を行った施設でないこと。

2 補助対象となる事業の内容

介護施設等において看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊の ための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費を支援す る事業を補助の対象とします。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために充分なスペースを確保 してください。

3 補助金単価(予定)

1施設あたり、4,330千円(上限額)

- ※上記単価は、補助金財源の状況により変更または、補助事業として採択されない可能性が あります。
- ※補助上限額(補助金単価×施設数)と、設備の設置に要した実際の工事費(又は工事請負費)+工事事務費(工事費の2.6%が上限)を比較して、低い方の金額が補助額となります。

4 提出書類について

① 堺市地域介護・福祉空間整備補助金交付申請書

【様式第3号の3】 【様式第3号の2】

② 役員情報届出書

③ 前年度決算書 ④ 事業に伴う歳入歳出予算(見込)書抄本

(別添様式)

⑤ 支出予定工事費費目別内訳書

【様式第3号別紙1(イ)】

【様式第3号別紙2(才)】

- (7) 理由書 (補助事業者が社会福祉法人である場合必要) (別添様式)
- ⑧ 工事見積書(複数必要)
- ⑨ 建物平面図(整備範囲をマーカー等でわかるように示してください。)
- ⑪ 立面図
- ① 建物配置図 (整備範囲をマーカー等でわかるように示してください。)
- ① 付近見取図

⑥ 事業計画書

③ 建物の登記事項証明書の写し(3か月以内に発行のもの。)

5 締切

〔提出期限〕 令和7年11月28日(金)まで【必着】

[提出方法] 郵送又は持参

6 事務の流れ

- (1)提出書類を期限内に提出していただいた事業所について、本市で取りまとめて大阪府に交付 申請を行います。
- (2)大阪府より交付決定が本市にあった後、事業者に対して本市から交付決定を行います。(※1) 交付決定通知書は補助金請求時に必要となりますので、保管をお願いいたします。
 - (※1)入札、業者選定及び工事の着工等につき、必要な手続きや本市への報告については、 交付決定後に別途ご案内します。
- (3)本市から交付決定を受けた後に、改修工事に係る業者を決定してください。(※2)
 - (※2)業者との契約で、工事請負契約400万円、物品買入契約300万円(いずれも税込み。) を超えるものは、一般競争入札を実施して業者を選定する必要があります。

(「堺市契約規則」の規定を準用します。)

- (4) 工事完了後、補助事業完了の確認のため、検査を行う場合があります。
- (5)本事業の完了の日から起算して30日以内に、補助金実績報告書を本市に提出してください。 本市から補助金の確定通知を行います。
- (6)前項の確定通知後に、補助金の請求を行っていただきます。
- (7)工事代金等は、補助金の交付後に支払ってください。 施工業者との契約条件においても、その旨ご注意ください。

7 留意事項

- (1) 見積書は複数の添付が必要です。 必ず複数の業者から徴取し、提出してください。
- (2)大阪府との協議により別の様式等が必要となった場合は、追加及び修正を依頼する可能性が ありますのであらかじめご了承ください。
- (3)補助対象事業は、本市の予算及び大阪府の予算の範囲内で選定されます。また、大阪府の補 助金交付要綱に基づく審査の結果、不採択となる場合があります。

- (4) <u>補助金の交付決定前に、入札を実施した場合、整備業者を決定した場合、または工事に着手</u> した場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。
- (5)本補助事業は、令和7年度の単年度事業であり、<u>令和8年3月6日までに事業を完了させ、</u> 実績報告書を提出していただく必要があります。

大阪府の交付決定等に時間を要しますので、必要な手続きは速やかに行ってください。

- (6)補助金を用いて整備した設備について、<u>所定の償却期間内に補助対象事業所の事業を廃止した場合、他の建物に移転した場合、事業を有償で他法人に譲渡した場合などは、補助金の返</u>還が生じますのでご留意ください。
- (7)近年、補助金事業の交付申請を行ったにもかかわらず、事業を辞退するという事例が多く発生しています。本市補助事業全体の遅延の要因となるだけでなく、事業を必要としている法人の事業スケジュールにも悪影響を及ぼします。事前に法人内部で意思決定を確実に行った上で、交付申請を実施してください。

問い合わせ・郵送先

〒590−0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市健康福祉局 長寿社会部

介護事業者課 調整係

電話番号 072-228-7348

FAX番号 072-228-7481

E-Mail kaiji@city.sakai.lg.jp